

固定資産の所有者が亡くなられたときの 手続きについて

固定資産（土地・建物など）の所有者であった方が亡くなられた場合、以下の手続きが必要となります。

※松伏町以外に固定資産をお持ちの方は、所在地の市町村におたずねください。

固定資産税は、毎年1月1日の所有者が納税義務者となり、年の途中で所有者が亡くなった場合、納税義務は相続人に引き継がれます。

○土地・建物

亡くなられた方は松伏町内に固定資産をお持ちでしたか？

はい

わからない

いいえ

各相続人を代表して納税通知書を受領していただく方を選び、税務課資産税担当に「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」を提出してください。（注）（この用紙の右側をご利用ください）

税務課資産税担当にお問い合わせください。
※固定資産税が課税されていなくても、課税標準額が免税点未満で課税されていない資産や非課税資産がある場合があります。

手続きは不要です。
※松伏町以外に固定資産をお持ちの方は、所在地の市町村におたずねください。

登記されている物件ですか？

わからない

はい

いいえ

法務局で所有権移転登記（相続登記）をしてください。

【さいたま法務局越谷支部】
☎048-966-1321

所有者変更手続きが必要です。
税務課に「未登記家屋名義変更届」を提出してください。

（注）「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」は、相続登記が完了するまでの間の被相続人に係る固定資産の納税に関する手続きのためのものであり、実際の相続に影響するものではありません。

○償却資産

事業用の償却資産については、所有者変更や事業廃止などの状況をご申告いただきます。申告書を送付しますので、税務課資産税担当までご連絡ください。

よくある質問

Q 亡くなった人の名前が納税通知書に書かれているのはなぜですか？

A 固定資産税は、登記名義人の方が納税義務者となるため、登記の変更がなされないと、名義が変わりません。法務局で手続きをお願いします。

また、未登記の建物がある場合は、税務課に「未登記家屋名義変更届」を提出してください。

新しい名義人が決まるまでの間、通知書等の受け取りをしてくださる「相続人代表者」について「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」を提出してください。

Q 相続登記しなければいけませんか？

A 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

相続登記については、法務局の登記相談をご利用ください（予約制）

【さいたま法務局越谷支部】 ☎048-966-1321（音声ガイダンス2番）

Q 亡くなった人の固定資産税の支払いはどうなりますか？

A 相続人の方にお支払いいただくこととなります。

なお、故人の通帳から口座振替で納付していたため引き落としができない、納付書が見当たらないなどがありましたら下記にお問い合わせください。

口座振替手続き、納付書の再発行、納付状況の確認

【税務課徴収担当】 ☎048-991-1835・1809

土地・建物の利用状況が変わった場合はご連絡ください

次年度以降の税額計算が変更となる可能性があるため、現地調査に伺います。

土地 住宅を取り壊し更地／貸し駐車場にした、農地の一部を宅地／駐車場にした、自宅となりの土地を購入して庭にした など

建物※ 建物の新築／増築をしたが登記をしない場合、未登記建物の所有者が変わった、住宅の一部で事業を始めた など

※建物には居宅のほか、車庫、物置、店舗、作業場等を含みます。